

看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画書

令和5年6月
国立病院機構 東広島医療センター

1. 看護師、看護補助者等の業務および業務委託範囲の見直し
 - ・看護補助者によって実施可能な業務を、看護補助者に実施させることにより、看護職員の勤務時間の縮減につなげる。
 - ・外部委託可能な看護補助者業務（清掃・ごみ収集）について、外部委託範囲を拡大し、看護補助者によって実施可能な業務をさらに看護補助者に実施させることを推進していく。
 - ・他の医療関係職（検査技師、薬剤師、臨床工学技士、リハビリ職、MSW、歯科衛生士）や事務職員（一般事務担当職員、医師事務作業補助者）、ボランティア等との役割分担を見直す。
 - ・入退院支援センター配置、病棟看護師入院業務の軽減
2. 看護補助者の採用努力継続
 - ・所定労働時間が短い非常勤看護補助者の採用を継続することにより、非常勤看護補助者数を確保し、看護補助者の延べ勤務時間数の増加を図る。
3. 働きやすい職場環境を図り、離職防止につなげる
 - ・一般病棟入院基本料7：1及び急性期看護補助体制加算を維持する。
4. 院内システムの活用
 - ・電子カルテシステムや院内ルール等の改善により、入力作業を簡略化することにより業務軽減を図る。
5. メッセンジャーの活用
 - ・メッセンジャー活用により、他の医療スタッフの負担軽減を図る。
薬剤や検査容器の運搬等、院内のメッセンジャーとして活用することで看護師の業務軽減に繋げていく。
6. ナイトアシスタントの活用
 - ・夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を取得することと、加えて準夜勤務者の業務軽減に繋げていくことを目的として活用する。
7. 入院セットの導入による業務負担軽減
 - 入院セットを導入することで、看護師の行っている患者の衣類や、身の回りの消耗品の対応が委託され、業務軽減に繋がることを目的とする。

以上